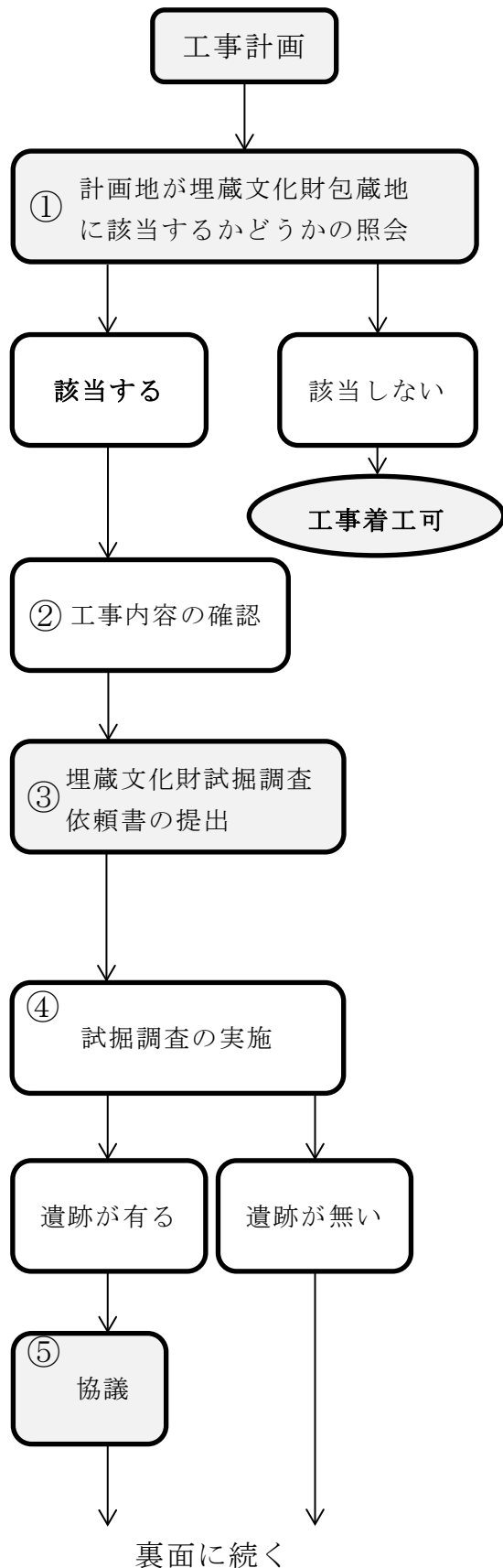


開発に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

西条市教育委員会 社会教育課 歴史文化振興係



①土木工事等の開発を予定している場合、計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当しているかどうか、西条市教育委員会に事前に問い合わせ（照会）をお願いします。

※土木工事には、建築（住宅、工場、擁壁、商業施設、太陽光発電施設など）、道路、電柱、上下水道、盛土、埋立などが含まれます。

②計画地が、わずかでも埋蔵文化財包蔵地に該当すれば、工事内容の確認を行います。



③確認結果を踏まえ、実際に試掘調査が必要かどうかを判断します。調査が必要な場合は、依頼書（様式1）を提出していただきます。

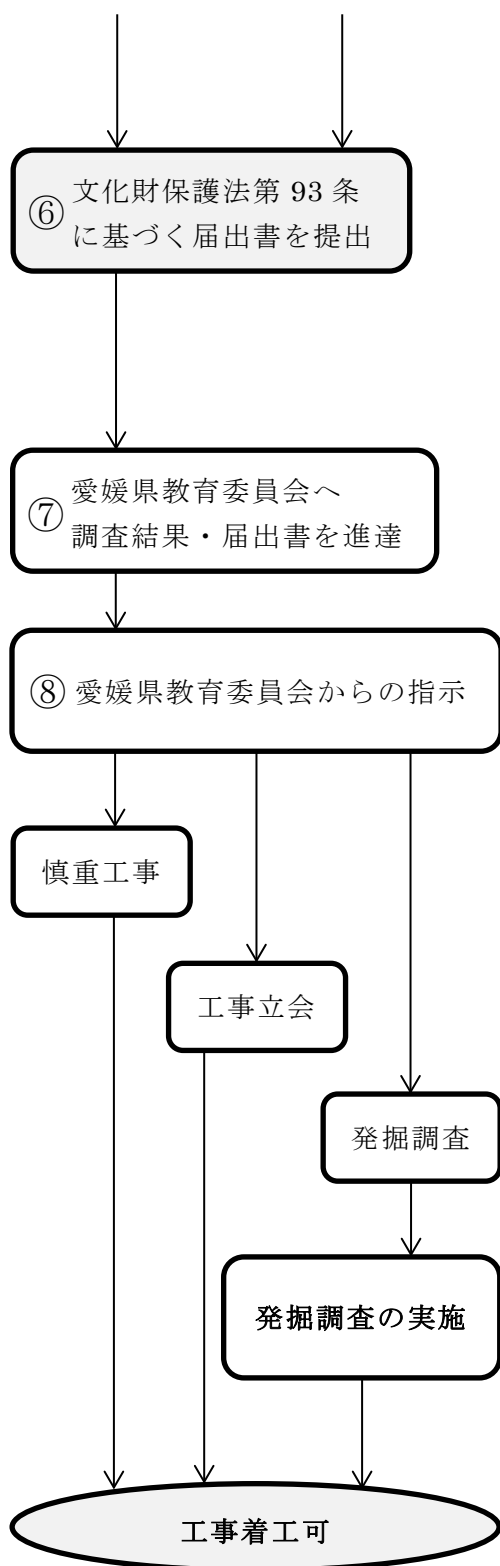
※依頼書提出時に、調査日時、場所、費用負担等について協議します。

④依頼書の提出後、西条市教育委員会が試掘調査を実施します。

⑤試掘調査によって埋蔵文化財の有無を判断しますが、埋蔵文化財が確認されれば改めてその保存のため、工事計画変更等の協議を行います。

協議の結果、埋蔵文化財の現状保存ができない場合は、記録保存のための発掘調査を実施する可能性が高くなります。

 : 開発者
 : 西条市教育委員会



⑥埋蔵文化財包蔵地内で工事を行う場合は、「周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出(通知)書」と必要な工事図面の提出が必要です(2部)。

届出書の様式は、愛媛県庁ホームページや西条市教育委員会窓口などにあります。工事着工予定の 60 日前までにご提出ください。

⑦試掘調査結果と届出書は、西条市教育委員会を通じて愛媛県教育委員会へ進達します。

⑧愛媛県教育委員会が、埋蔵文化財への影響について審査を行います。その後、下記のいずれかを指示します。

慎重工事は、埋蔵文化財包蔵地内で工事を行うものであることを十分認識した上で、慎重に施工することをいいます。

工事立会は、工事の施行中に西条市教育委員会の専門職員等が立ち会うことをいいます。立会日等の連絡は、工事着工の1週間前までをお願いします。

発掘調査は、開発事業等に際し、影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘し、詳細な記録を作成することによって保存を図る措置をとることをいいます。調査後は、工事を着工することができます。

問い合わせ先

西条市教育委員会 社会教育課 歴史文化振興係
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地
TEL : 0897-52-1628 FAX : 0897-52-1210

令和 年 月 日

西条市教育委員会教育長 様

依頼者（施主）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

連絡先（仲介者等）

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

埋蔵文化財試掘調査依頼書

下記の土地において開発計画を立案しておりますが、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法の主旨に基づき、埋蔵文化財の有無について試掘調査を依頼します。

記

所在及び地番	西条市
開発面積	m ²
工事目的	

※添付資料 ①位置図（公図、住宅地図等）：1部

埋蔵文化財試掘調査の承諾について

上記所有地の埋蔵文化財試掘調査を承諾します。

なお、文化財と認められる出土物に関する一切の権利を放棄し、その取扱いを貴教育委員会に一任します。

土地所有者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____